



# 宮崎大学学術情報リポジトリ University of Miyazaki Academic Repository

Vavrus 著『多様性と教育』をどう読むか  
-多様性理解・多様性教育の国際比較に向けて-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育学部 公開日: 2020-06-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺尾, 智史, 椋木, 香子, 黒田, 晴之, 崎山, 拓郎, 山下, 茜, 高柳, 香代, 西崎, 明美, Terao, Satoshi, Mukugi, Kyoko, Kuroda, Haruyuki, Sakiyama, Takuro, Yamashita, Akane, Takayanagi, Kayo, Nishizaki, Akemi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10458/6931">http://hdl.handle.net/10458/6931</a>

## Vavrus 著『多様性と教育』をどう読むか

—多様性理解・多様性教育の国際比較に向けて—

寺尾智史<sup>1</sup>、椋木香子<sup>2</sup>、黒田晴之<sup>3</sup>、崎山拓郎<sup>4</sup>、山下茜<sup>5</sup>、  
高柳香代<sup>6</sup>、西崎明美<sup>7</sup>

Vavrus, “Diversity and Education”: understanding and approaching critically

Satoshi Terao, Kyoko Mukugi, Haruyuki Kuroda, Takuro Sakiyama, Akane  
Yamashita, Kayo Takayanagi, and Akemi Nishizaki

### はじめに

本稿は、Michel Vavrus 著『多様性と教育』 *Diversity & Education: A Critical Multicultural Approach* (Teachers College Press : NY, 2015、日本語題は仮題、日本語訳は未刊) について、その内容を検討し、本分野の研究状況を把握し、考察し、さらには教育に反映させるうえで、どのような示唆を与え得るかを論じたものである。

『多様性と教育』をこうして論じることになったきっかけは、共著者のひとりで、「言語多様性の継承」を研究テーマの1つとしている寺尾が、教育学における「多様性」の位置付けについての国際的な対照を迫られたことに起因する。

もとより、「多様性」と「教育」とは、イヴァン・イリイチが示すような完全な対立構造を退けたとしても、少なからず不協和音を呈する関係性にあることは否めない。

カルヴェによる著作『言語学と植民地主義——ことば喰い小論』を持ち出すまでもなく、近代は、言語多様性の底辺、下部構造が「喰われる」構造になっている。そして「喰われてしまう」要因の多くは、近代を形作る三大装置、すなわち、常備軍、マスコミ<sup>8</sup>、そして初中等義務教育の存在に帰すことはやむを得ない。そのいずれもが、標準語<sup>スタンダード</sup>か、その巧みな言い換えとしてのいわゆる“共通語”なしには機能し得ないからである。言語多様性以外の多様性についても、ことばの場合ほど明確ではないにしても、似通った構図は介在すると思われる。

<sup>1</sup> 宮崎大学多言語多文化教育研究センター／大学院教育学研究科准教授

<sup>2</sup> 宮崎大学大学院教育学研究科教授

<sup>3</sup> 松山大学経済学部教授

<sup>4</sup> 北九州市教育委員会指導部指導第一課日本人外国語指導助手

<sup>5</sup> 宮崎大学大学院教育学研究科修士課程院生

<sup>6</sup> 宮崎大学大学院教育学研究科修士課程院生

<sup>7</sup> 立命館大学文学部卒業生

<sup>8</sup> ここではマスメディアおよびその「下流側」に座す均質化された大衆を指す。

しかしながら、本書は、「教育」という存在が原罪として胚胎しているかもしれない「多様性を減衰させる力」を封じ込めたうえで、教育こそ多様性を理解し、それを維持し継承するエンパワーメントの場たりえることへの志向、理想をベースに、アメリカ合衆国（以下、「米国」に統一）の教育学部学生をその対象の中心として、わかりやすく、最新の議論を説いていることにその特徴がある。

他方、寺尾は、2019年度、宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻日本語支援教育専修の修士課程講義科目において、「社会共生教育概論」を担当する奇貨を得た。“共生”という用語の是非論は別の機会に措くことにして、本科目はまさに本書の意図と同じく、教育の中に多様性理解や多様性共存の仕組み作りの拠点となる可能性を想起しているに違いない科目名である。このような状況、そして偶々本書の著者が宮崎大学の協定校である大学に所属していることも重なって、本書をゼミ形式で精読することになった。その読み込みのさしあたっての成果が本稿である。各節を一読してわかる通り、本書に対するゼミ参加者である読者の評価は、まさに多様であり、ある意味、著者の目的がここでも集約され、ゆえに達成されているともいえる。

なお、本論文は、各節ごとに単著構成となっている書評を軸とした考察から構成される。各節の執筆者は次の通り。はじめに：寺尾、1.：椋木、2.：黒田、3.：崎山、4.：山下、5.：高柳、6.：西崎、おわりにかえて：寺尾。

## 1. 本書が問いかけようとしているもの

本書は教員養成課程の指導者・学生・院生・大学生・学者及び政策立案者に向けて書かれた多文化教育に関するテキストである。教員養成のテキストはその国の社会的文脈を踏まえたものであるため、当然、米国の社会状況を反映した内容となっている。一方で、多文化教育はそれ自体として、各国・各文化圏に普遍的に妥当する考え方も含む。したがって、本書が我が国の多文化教育に与える示唆は大きいだろう。

多文化教育の問題は、人権教育の問題と不可分であるが、人権教育は少なくとも日本においては、教育内容の一つとして一般的に理解されているように思われる。また、人権教育と多文化教育、あるいは国際理解教育と多文化教育の違いはどこか、という議論もまだ十分なされていないように思う。その背景には、やはり日本の地理的要因、歴史的背景があるだろう。

池野(2017)<sup>9</sup>によれば、日本では国際理解に関連した教育は、狭義の国際理解教育から出発し、その後、グローバル教育、異文化理解、多文化教育へと発展してきたが、その特徴は多様性であった。しかし、本書を読むならば、多文化教育は単なる多様性の理解では十分ではなく、その背後にあるイデオロギーや経済的視点など、教育の範囲を超えた考察も必要となると考えられる。

さらに、本書でも触れられているように思うが、文化的な状況は流動的である。文化を固定的なもののみならず自体が問題を生じさせている場合もある。他にも本書は様々な視点を提供する。その意味ではまさに「批判的多文化主義」の立場に立つ筆者の主張が見られると思われる。

<sup>9</sup> 池野範男「日本における多文化教育の論争点と課題——複アイデンティティ形成に焦点を当てて」学習システム促進研究センター『学習システム研究』第5号、2017年、45-58頁。

## 2. 「テンション／緊張」(第1章)への考察

第1章は本書で扱われる diversity について、言わば助走になるように書かれている。ここで助走というのは、1) 問題の設定と範囲の確定とともに、2) 本書で用いる方法論を検討することであり、3) この方法に対立する方法（およびそこから導かれる結論）への批判である。

1) 著者は diversity の今日的な重要性を指摘するとともに、この問題が現代的な事象に関わるだけではなく、歴史的な積み重ねがあったことを強調する。ここで集中的にトレースされている歴史とは、米国の独立とフランス革命から、キング牧師の活動で頂点に達した公民権運動までをカヴァーし、当時は diversity という概念はなかったものの、これらの流れを diversity へのそれと捉えている。アフリカ諸国等が戦後になって次々と、植民地支配から独立したことも、この流れに「自己決定」の例として位置付けられ、最近の性的マイノリティーの権利要求、ウォール街占拠といった出来事に接続される。ここで明らかになっているように著者にとって、diversity は民主主義にとって欠かせないと同時に、政治的弱者のエンパワーメントにとっても重要な鍵概念である。ただしその流れでは diversity を促進するものと、これにたいする反動がつねに平行して検討されている。

2) 本書では対象を徹底して歴史的かつ動的に見る方法が採られ、既成の現象を固定した自然なものとする静的な姿勢を批判する(この点で著者の立場は構築主義とクロスする)。本書『多様性教育』の副題「批判的多文化アプローチ」は、こうした立場を明示的に表わしたものだと思われる。さらにそのアプローチは学際的だともされている。

3) 著者は本書で持論を展開するにあたり、立場が正反対の教育学研究者の立論を、あらかじめ本章の後半で徹底的に批判している。ここで批判の対象となっているのは、生物学の通俗的な還元主義に他ならない、政治心理学に立脚した教育学である。この教育学の顕著な特徴になっている、自由主義—保守主義の単純な二項対立にたいし、著者はさまざまなグラデュエーションをもった、世界観ないしイデオロギーのスペクトルという見方を提案する。

以上は本章への簡単な注釈であるが、本書を日本で読むさいには注意も必要である。なぜなら「多様性」と通常訳される diversity は、日本語の「多様性」には収まらない意味があるからで、日本では「多文化共生」として短絡される恐れもある。

東京都は2020年の実行計画のひとつで、以下のように「ダイバーシティ」を謳っている。

英語の「Diversity (多様性)」と「City (都市)」の2つの言葉を一つに合わせて「ダイバーシティ」としています。「ダイバーシティ」は、誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市です。

誰もがいきいきと活躍できるまちをつくるよ！<sup>10</sup>

あるいは「お台場 ダイバーシティ東京」なるショッピングパークさえある。これらはいずれも本書が論じる diversity と関係ないどころか、政治的・経済的弱者への視点をまったく欠いていて、diversity をむしろ抑圧する要素が多分にある（民族的差異も性的差異もまったく考慮されていない）。ある意味で日本でのその言葉の使い方はグロテスクでもある。このよう

<sup>10</sup> <https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/actionplan-for-2020/> [20191122 閲覧（以下スミカッコ同じ）]

に diversity は日本ではすでに、浮ついた雰囲気でも十分に流布しているだけに、本書の言う diversity が日本で本来の意味を取り戻せるかどうかは、当然ながら日本の読者の読みにもっばらかかっている。

### 3. 「世界観のスペクトラム」(第2章)への考察(1)

第二章“A Spectrum of World Views”では、社会的保守、リベラル多文化主義、そして(著者の立ち位置である)批判的多文化主義3つのイデオロギー分類に分け、それぞれの思想的あるいは政治的イデオロギーが、経済や教育に対して、主に、私と公、共通文化、平等と公平に対してどのようなアプローチをとるかが概論的に叙述される。この分類は、今後の議論の大きな枠組みになっていく。また、この分類によって、「シリーズ全体の序文」でジェームズ・A・バンクスが述べているように、本書の著者は、まず読者が自分のイデオロギー的立ち位置を明確に認識すると同時に、支配的なイデオロギーに対して批判的立場に立つことができるよう意図しているものと考えられる。

しかしながら、この類型論において、章題とは裏腹にスペクトラムという語から連想されるようなイデオロギー的連続性は、数カ所で示唆されてはいるもののほとんど影を潜めている。むしろ、ここで全面に押し出されているのは、明確に線引きされた類型論である。とはいえ、同一のイデオロギー圏内に収められているものでも差異が存在し、異なるイデオロギーでも共通点が存在するという事実をはたして、簡単に無視できるだろうか。例えば、「消極的自由」について同じ社会的保守主義に属すると思われるリバタリアンとキリスト教原理主義を例にとってみよう。個人の選択の自由の多様性と言った時、前者は他者の自由を侵害しない限り、徹底的にその自由を言祝ぐだろう。一方後者は文化的同一性の立場から、こと信仰教条にそぐわないものについてはかなり制限を設けるはずである。LGBTに対しても、リバタリアンは、プライバシーを侵害しない限りその多様性を認めるだろうが、キリスト教原理主義は、教条的にそれを許さない。はたまたネオリベリズムを例にとれば、金融危機において、金融機関の救済のために政府から膨大な公的資金を投入させたご都合主義的態度を、見かけどおり小さな政府を要求しているイデオロギーだとは考えにくい。

異なるイデオロギーにおける共通点に関してはどうだろう。本章で行われている議論を飛び越えることになるが、一つ例を挙げる。現代のリバタリアンを代表するピーター・ティールは、*Peter Thiel on “The Straussian Moment”*の中で、ニューエイジやヒッピー文化に代表される70年代以降のポストモダンカルチャーの全般的傾向に対して懸念を表明している。なぜなら彼は、それらの文化的潮流が、外在するリアリティーをことごとく内的なものに変換してしまい、本来の政治の姿を見失わせていると考えるからである。これは、いわゆる急進的左翼に属しつつも、文化左翼とは批判的距離を保っていたテリー・イーグルトンが2000年代に行っていた批判と類似する。イーグルトンは現実の政治的変革に注ぐべきエネルギーが、内向してカバラなどのスピリチュアルな探求に向かったり、サッカーなどのスポーツ産業に注がれたりしてしまっている文化的潮流を繰り返し批判していた。保守派のティールと急進派のイーグルトンは、もちろん、私有財産を巡る議論等を含め様々な点で意見を異にし、変革に対する最終的なヴィジョンに決定的な差異はある。しかし、現代文化、とりわけ文化産業に対する批判の焦点は軌を一にする。したがって、この点で、カウンターカルチャーにおしなべて寛容なリベラルの陣営よりも、保守派と急進派(少なくともそのうちいくらか)は問題意識を共有してお

り、近接していると言えるだろう。

確かに、類型はイデオロギー的立場の明確化や整理に有用である。しかし、類型によってスペクトラムがはっきり分断されると、かえって個々のイデオロギーそのものが持つ多様性や複雑性、差異やニュアンスを抹消してしまうことになりかねないだろうか。それゆえ、3つに大別されたそれぞれのイデオロギー内で生じる差異とそれらのイデオロギーの枠組みを超えた共通点が、この後の各章で語られる各ジャンルの議論の展開でどう配慮されているか詳細に検討する必要がある。

#### 4. 「世界観のスペクトラム」(第2章)への考察(2)

本章では、社会保守主義、リベラル多文化主義、批判的多文化主義の類型論に基づいた3つのセクションに分け、私的・公的の領域、平等・公平、共通文化に結び付いているそれぞれの価値や意味、同様にこれらの概念化が多様性と差異に対する全体の志向にどのように影響を及ぼすことができるのかを論じている。社会保守主義は、現状維持を目的としており、多様性は、排他的に捉えている。また、個人を優先し、政府に介入を求めるのは国家安全保障程度で、他の事業は民間が提供することを主張している。社会保守主義における政治経済のシステムは、資本主義を支持し、資本主義と民主主義を同一視して捉えている。リベラル多文化主義は、政治経済のシステム、個人の優先、資本主義と民主主義を同一視しているという点では社会保守主義と共通しているが、政府の介入の面では、ある程度の介入を認めている。また、多様性は静的に捉えている。批判的多文化主義は、社会保守主義、リベラル多文化主義とは反対の立場にある。社会を優先し、政治経済のシステムは社会主義を主張しているため、政府の介入を大いに認めている。また、多様性は、動的に捉えている。このように、3つの主義を比較して、それぞれの特徴を主張し、本を通して読者が自らの立場を考えられるように構成されている。一方、人々は自らの志向を変えることができ、これら3つの類推論の間で立場を変えられるということが本書の前提とあるが、社会保守主義は批判的な見方、批判的多文化主義は肯定的な見方が強いように感じた。これは、筆者が批判的多文化主義の立場を取っているため、当然のことではあるが、本の前提からすると、筆者は中立的な見方から、それぞれの主義のメリット・デメリットを挙げるべきではないかと考えた。

例えば、批判的多文化主義は、資本主義が裕福な人々に有利なシステムであり、それに対して、社会主義を主張していた。また、著名人も社会主義を支持していることを挙げ、社会主義を肯定的に述べていた。一見、格差がなく、多様性が大いに認められている主義であるかのように思われるため、批判的多文化主義の立場が良いように感じられるが、必ずしも良い面ばかりではない。社会主義を支持し、失敗した国にソ連がある。当初、ソ連は、多様性を謳っていたが、最終的には全体主義になってしまい、支配集団によって、他の民族の文化や言語が抑圧される結果になってしまった。また、平等であるがために競争がなくなり、経済が発展しなくなった。このことを考えると、多様性を認めることと社会主義を支持することは合致していな

---

Terry Eagleton (2007) *The Meaning of Life*. Oxford University Press. および Football: a dear friend to capitalism. The Guardian <https://www.theguardian.com/commentisfree/2010/jun/15/football-socialism-crack-cocaine-people>

[2019年10月10日]

いようにも考えられる。しかし、このようなデメリットは挙げられていなかった。「全体主義」ということは挙げられていたが、それは「不当な喧伝」としていた。立場を変えられるという前提ではあるが、批判的多文化主義へ導かれているように感じられた。前提を考えるならば、メリットとデメリットで対比するべきではないかと考える。

## 5. 「「有色人種」の犯罪者化と学校の規則」(第4章)への考察

本章では「多様性」を考えるにあたり歴史的な観点から、支配的な政治思想はどのようにして「人種」の識別に関連した犯罪性を判断する法的枠組みを組み立てたのか、アフリカ系米国人の事例を軸に考察がなされている。

著者は初めに17～20世紀の法律の中でアフリカ系米国人、「有色人種」がどのように位置づけられていたのかを確認し、どのような問題が起きていたのかを述べる。そして問題が起こった1つの要因として、1800年代以降のネオ・コンフェデレイトの語り、つまり白人主導の権力構造がアフリカ系米国人や他の「有色人種」を監視し管理することのみならず、白人側の表面的かつ(偽善的な)他者理解や周縁にいる人々への体のいい寄り添いの態度を示していることを挙げ批判している。

さらに、米国における司法制度を紹介しながら、成人の犯罪と投獄、「人種」との関係性を整理し、加えて青少年にも焦点を当て、学校における非行と校則等違反に対する厳罰化とそれに絡む未成年者や青年の投獄の実態が語られている。そこには人権侵害が起きており、統計等も提示しながら米国における少年法の有り様や課題にも言及している。

最後に、イデオロギーの観点から青少年が犯罪者化するプロセスを考察し、修復的司法と共に Human Rights Watch が提示したリベラルと批判的多文化の組み合わせからなる解決指向型の15の勧告が示されている。将来に向け青少年の犯罪化と「人種」との関係を変える試みで希望を感じさせながらこの章は終わる。

本章では、現在の日本における地域の多文化化とその問題解決において考えるべき視点が提示されている。ここでは次の2つに注目したい。

1つ目は歴史的な観点である。章の前半で述べられる歴史における多様性を認めないもしくは多様性そのものをなかったことにする行為は、実際のところ形を変えながら現代でも起こっている。地域で多文化化が進み様々な背景を持った人々が増える中で、目先の新しい現象に目を奪われがちである。しかしながら自国および他国の歴史的な事実を振り返り、そこにあった問題を批判的に捉え、再考していくことが多様性を向き合う際に重要であることを著者は熱く語っている。

2つ目はこの章の冒頭を飾る W.E.B. Du Bois 氏の *In Battle for Peace* の一節である。米国における「人種」に絡む司法制度のゆがみや問題点が凝縮された文章であると理解できる。そして、したたかなイデオロギーによるある種の「暴力」に対抗するための策として、当事者を含めた人々のまとまった関わりを望むことが書かれている。多様な背景を持った当事者達が声をあげた時に、本章を参考にすれば、その声自体をなかったことにすることから、その声を聞いた代弁者が社会に伝え、今では当事者本人が自らの声を届ける流れが続いているように思われる。その声に地域に住む我々がどう答えるのか、そこには本章の最後にも示された司法的修復に見られる「対話」が必要になるだろう。

## 6. 本書を通じての一考察

本書は、2010年代以降の米国において人々が様々な属性により分断されていることを踏まえた上で、その現状をいかに分析し、公教育の現場においていかに教えるべきかを論じている。法の下での自由と平等を謳った独立宣言から300年、公民権運動から半世紀を経た今もなお、米国では一般市民から公権力に至るまで根強く残る差別により不当に人命が奪われる事例が相次いでいる<sup>12</sup>。また、他国の経済危機あるいは政治的な危機に伴い米国はこれまでも幾度に渡り外的な要因による大規模な移民流入を経験してきた<sup>13</sup>が、とりわけ近年の中南米からの移民の大規模な流入により、公教育の現場それ自体が生徒の文化的属性の多様化という現状に直面している。このような現状に際し、公平で公正な社会を構築するために、社会の多様性がどのような正確に学ぶ環境を作り、正統とされてきた言説に対し批判的な眼差しを向けることが重要だと著者は指摘している。さらに、そのような現状を前に人々が取りうる行動や意識にも目を向け、その傾向を分類し、中立はありえないとしながらも現状を打開するための視点を提示している。このような著者の主張からは、著者は社会を担う子供に社会の現状を媒介として伝える教育者・学者でありながら、自らもまた多様性のある社会の構成員であり受容者である事実と誠実に向き合う姿勢が感じられる。

一方で、序文および序論からは著者が分析し教育の対象とするのは、存在すると明らかに認められる（表面化した）事象のみであり、社会的に弱いとされる属性を持つ人々が、自らが不平等で不利な立場に置かれている状態を認識し、改善のために行動を起こすことを前提にしているかのような印象を受けた。かつてアフリカのギニア湾岸からアメリカ大陸へ向かった奴隷船における反乱の発生率は他の船舶に比べて極めて低かったという事実、そして、奴隷解放宣言の発布から公民権運動の展開に至るまでの時間的な長さからは、圧倒的に不利な条件下では人々は反抗を諦めるということが窺える。また、米国に限らずヨーロッパ大陸の事例は、支配者の思惑と制度によっては、被抑圧下にある人々はその状況を認識することができないか、認識したとしても現状の打開に向けた闘争を行わない場合があることを示している。また、問題化したとしても、支配的な人々がそれを対外的に知られることを封じ込め、存在しないとされる場合もある。著者は頻繁に「闘争」あるいは「課題」「問題」といった言葉を用いるが、実際は第三者が分析対象にすることが可能なほど顕在化する前の段階の期間の方がはるかに長く、その段階こそが社会の分断の拡大を防ぐ上で重要なのではないだろうか。この段階を対象にする研究・教育の指針について、本書は触れていない。また、被抑圧的な立場に置かれた人々はその立場に置かれる原因となった属性がなぜ差別の要因となっているのか、あるいは、なぜそれが存続しているのか、キリスト教と政治の関連についてのみ検討しており、それ以外の要因については歴史的な視点からの検討がほとんどなされていない。そのため、今後、公正な社会を構築するための方針が曖昧であるように感じられた。

<sup>12</sup> <https://www.Splcenter.org/issues/hate-and-extremism> [2020年1月6日]

<sup>13</sup> 北欧文化協会ほか編『北欧文化辞典』丸善、2017年、220頁。



### 終わりにかえて

以上、Vavrus『多様性と教育』についての考察をまとめた。明らかなように、本論に考察を寄せたほぼ全ての「読者」が、Vavrusの議論に一定の理解を示しながらも、一部において、もしくは全面的に違和感や疑義を抱いている。

こうした著者との間の緊張感との醸成が、まさに「多様性」の実相であり、その意味で、本書の「読み」をさらに深め、著者自身との対話に展開できればと考える。